

警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察（方面）本部長
(参考送付先)

警察大学校長
各管区警察局広域調整部長
各管区警察学校長

原議保存期間	5年（令和12年3月31日まで）
有効期間	一種（令和12年3月31日まで）

警察庁丁生経発第45号
令和7年3月27日
警察庁生活安全局生活経済対策管理官

生活経済分野における消費者事故等の報告要領について（通達）

消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）の規定に基づく生活経済分野における消費者事故等の報告については、「生活経済分野における消費者事故等の報告要領について」（令和2年3月4日付け警察庁丁生経発第22号。以下「旧通達」という。）により示達しているところであるが、引き続き、下記のとおり実施することとしたので、各都道府県警察にあっては、別添「消費者事故等の通知の運用マニュアル」を参照の上、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 趣旨

法第12条第1項又は第2項の規定に基づき、法第2条第7項に規定する重大事故等が発生した旨の情報を得たとき及び同条第5項に規定する消費者事故等（重大事故等を除く。）が発生した旨の情報を得た場合であって、被害拡大等のおそれがあると認めるときに、行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、内閣総理大臣に対し、当該事故等（以下「要報告消費者事故等」という。）の概要その他の事項の通知が義務付けられている。

各都道府県警察が要報告消費者事故等に関する情報を得た場合には、警察庁において集約した上で、行政機関の長である警察庁長官から内閣総理大臣へ通知を行うことから、都道府県警察から警察庁へ報告すべき事項その他所要の事項について定めるものである。

2 報告すべき事項及び報告要領

別添の運用マニュアルを参照の上、要報告消費者事故等については、別記様式の「重大事故等・消費者事故等報告書」を作成して、以下の事項について、警察庁生活安全局生活経済対策管理官宛てに報告すること。

- (1) 要報告消費者事故等が発生した旨
- (2) 当該消費者事故等の概要
- (3) 当該消費者事故等が発生した日時及び場所
- (4) 当該消費者事故等が発生した旨の情報を得た日時及び方法
- (5) 当該消費者事故等の態様
- (6) 当該消費者事故等の原因となった商品等又は役務等を特定するために必要な事項
- (7) 被害の状況（実際に被害が生じた要報告消費者事故等の場合に限る。）
- (8) その他当該消費者事故等に関する事項（ただし、重大事故等に該当する場合を除く。）

3 報告の時期

報告すべき事項の一部が不明確な場合であっても、要報告消費者事故等であると認めた場合には、次の時期に報告すること。

(1) 重大事故等

要報告消費者事故等のうち、重大事故等を認知したときは、直ちに、その旨を本件担当に対して電話により報告し、その後、別記様式にて報告すること。

なお、夜間・休日に認知した場合には、直ちに、総合当直宛てに電話にて連絡するとともに、別記様式をメール送信すること。

(2) 重大事故等を除く要報告消費者事故等

要報告消費者事故等のうち、重大事故等を除くものを認知したときは、速やかに、別記様式にて報告すること。

4 運用上の留意事項

(1) 報告の対象について

重大事故等を除く要報告消費者事故等の要件である「被害拡大等のおそれ」については、当該行為に係る業態性の有無や、同一事業者によると認められる被害相談等の有無を考慮して判断することとなるが、少なくとも、各都道府県警察において、都道府県民に対して注意喚起を行うべきと判断された事案については「被害拡大のおそれ」があると認められ、報告の対象となる。

(2) 報告を要しない消費者事故等について

以下の消費者事故等については、報告を要しない。

ア 消費者センター、消防当局、財務局、経済産業局その他法による報告義務が課されている行政機関から、発生に係る情報を入手した場合における消費者事故等イ 事業者に対する搜索をし、又は検挙したことにより被害拡大のおそれがなくなったと認められる場合における当該事件である消費者事故等（重大事故等を除く。）

※ 通常、搜索又は検挙することによって被害拡大のおそれはなくなるものと考えられるが、その後の当該事業者の活動実態から、なお被害拡大等のおそれがあると認められる場合には報告を要することとなる。

(3) 同一事業者に係る複数の消費者事故等の報告について

短期間のうちに同一の事業者に係る複数の相談が寄せられ、そのいずれも報告対象であると認められるなど、同一事業者に係る複数の要報告消費者事故等を認知した場合であっても、個々の事故等について、それぞれ「重大事故等・消費者事故等報告書」の作成及び報告を要すること。

また、既に報告した消費者事故等に係る事業者について、新たに要報告消費者事故等を認知した場合には、重ねて報告する必要がある。

別添 省略

別記様式

重大事故等・消費者事故等報告書（生活経済分野）

○○県

警察庁への報告日	令和 年 月 日 第 報
事故等の名称	
重大事業者等 ・消費者事故等の概要	所在 地
	商 号
	代表者名
	電話番号
行為者事 故等の概要	住 所
	氏 名
	生年月日
概要	
関係法条	
発生日時	令和 年 月 日 時 分 頃
発生場所	
情報入手日時	令和 年 月 日 時 分 頃
情報入手方法	
態様	
商品定品事項等項	
被害状況	
その他	

本件担当者 ○○課○○係 ○○警部補

警電